



自転車の重大な交通事故が発生！

令和6年10月14日（月）午前3時7分頃、
板橋区内の区道において、自転車の単独転倒により、頭部等を
損傷し、亡くなる交通事故が発生しました。

自転車死亡事故の損傷部位



致命傷になったケガの
損傷部位 頭部 が約6割

自転車に乗るときは、
大人も子供も
ヘルメット
を被りましょう！！



令和6年11月1日から罰則強化

POINT ① 酒気帯び運転等の禁止



車両提供罪



酒類提供罪



同乗罪



お酒を飲んだ本人は
もちろんのこと、周辺者
三罪(車両提供・酒類提
供・同乗)も罰せられます。

POINT ② 携帯電話等使用等禁止



携帯電話等使用等
(保持)



携帯電話等使用等
(交通の危険)

- 1 携帯電話等を手に持ち通話のために使用しながら運転した場合
- 2 携帯電話等の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら運転した場合
- 3 携帯電話等を使用又は画像を注視しながら運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

